

館林市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

1 策定目的

ソーシャルメディアは利用者が増加し、今や生活に身近な情報の伝達手段として社会的に大きな影響力を持つようになってきている。館林市においても「向井千秋記念子ども科学館公式 Twitter」や「すてっぷルーム～館林市勤労青少年ホーム日記～」など、ソーシャルメディアの利用は既に開始されている。今後も館林市ホームページ、広報紙などの既存の広報媒体を補完し、リアルタイムでの情報の発信や共有ができる有効なメディアとして、ソーシャルメディアの利用増加が想定される。

一方で、ソーシャルメディアには匿名性や一方的な記述などに起因する、なりすましや不正確な情報発信、不用意な記述による意図しない問題などの発生が懸念される。このような状況を踏まえ、本ガイドラインは館林市がソーシャルメディアを利用するにあたり、基本的な考え方や留意すべき事項を明らかにし、適切かつ円滑に運用し、有効性を十分に発揮できるよう策定したものである。

2 ソーシャルメディアの定義

本ガイドラインにおけるソーシャルメディアとは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりするためのインターネット上のサービスをいう。

3 ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、地方公務員法の一般職、特別職の区分に関わらず、全ての職員と業務としてその運用を委託された業者に対して適用する。なお、市長、副市長、教育長及び市議会の議員は含まれないものとする。

4 利用に当たっての原則

本ガイドラインの適用範囲者は下記の事項に基づいてソーシャルメディアを利用する。

- (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、館林市が市民をはじめとする、ソーシャルメディア利用者に向けて発信する情報であるとの自覚と責任を持たなければならない。
- (2) ソーシャルネットワークを利用し、情報を一旦発信すると、インターネットその他の情報通信ネットワークを通じて急速に拡散し、半永久的に保存されるため、情報は正確でなければならない、その内容について誤解を与えないよう留意しなければならない。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して侵害することのないよう十分留意しなければならない。

- (4) 発信した情報に対する反応については誠実に、また冷静に対応するよう努めなければならない。
- (5) 地方公務員法その他の関係法令並びに、市職員の服務に関する規程等を順守しなければならない。
- (6) 利用するメディアの利用規約を順守しなければならない。
- (7) 下記に掲げる事項は情報発信してはならない。また、利用者より下記に挙げる事項に抵触するコメントの投稿や使用がされた場合には、可能な限り削除する。
 - ① 他者を侮蔑すること
 - ② 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報
 - ③ 市のセキュリティを脅かすおそれのある情報
 - ④ 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させること
 - ⑤ 違法若しくは不当、又はそれらの行為を煽ること
 - ⑥ 流布することを目的とした事実と異なること
 - ⑦ 閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関すること
 - ⑧ 故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げようとする事
 - ⑨ 公序良俗に反すること
 - ⑩ その他市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク
- (8) アカウントを取得する場合は下記の事項に留意しなければならない。
 - ① アカウントを取得・運用する場合にはアカウント運用ポリシーを策定し、市ホームページに掲載しなければならない
 - ② アカウントパスワードは流失した場合、悪用される危険性があることから、厳重な管理を行う
 - ③ 市の公式アカウントである旨を明示するとともに、ソーシャルメディアの提供機関などが認証アカウントの発行を行っている場合は、可能な限り、認証アカウントを取得する
 - ④ 公式アカウントから館林市ホームページへのリンク並びに本市ホームページから公式アカウントへのリンクを設置する
 - ⑤ 管理するアカウントについては、常に運用状況を確認し、なりすまし事例を発見した場合は、その管理者に削除依頼を行うとともに、本市ホームページで周知する

5 違反行為又は事故発生時の対応

このガイドラインに違反する行為があった場合、あるいは違反行為による事故が発生した場合は、関連法令に準じて対応するものとする。